

## 滋賀県企業立地促進補助金交付要綱

### (通則)

第1条 滋賀県企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 知事は、県内への新規立地や再投資等を促進し、県内経済の活性化および県民生活の向上に寄与するため、企業における県内での新たな設備投資に伴う、人材確保や通勤環境の改善等を図ろうとする取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に規定する製造業（以下単に「製造業」という。）を営む事業所をいう。

(2) 本社 企業の代表者が通常執務し、かつ、経営方針の意思決定機能（以下「本社機能」という。）を有する事務所をいう。

(3) 本社工場 工場のうち、本社機能を有するもの（当該工場に併設する施設が本社機能を有する場合を含む。）をいう。

(4) マザーワーク場 工場のうち、製品または生産技術の開発、試験および研究ならびに試作品の製造を行う機能（以下「研究開発機能」という。）を有するものをいう。

(5) 研究開発施設 日本標準産業分類に掲げる学術研究、専門・技術サービス業のうち製造業に係る自然科学研究所で、独立した施設と認められるものをいう。

(6) 新設 県内において新たに事業所を建設すること、事業所または設備を売買等により取得すること、または賃貸借等により新たに事業所または設備を使用する権原を取得することをいう。

(7) 増設 県内における既存の事業所において施設または設備を増設し、または併設することをいう。

(8) 投下固定資産額 事業所の敷地内においてその事業の用に供する固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号および第7号に掲げる資産（耐用年数が1年未満のものおよび取得価額が20万円未満のものを除く。）をいう。）の取得価額の合計額をいう。

(9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(10) 地元常用雇用者 企業が直接雇用する雇用者であって、県内に住所を有し、雇用保険および社会保険の被保険者資格を有し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。

(11) 特定地域 新幹線新駅計画跡地後継プランに基づく事業の実施地域をいう。

(12) 重点地域 企業立地を重点的に促進すべき地域として別に定める地域をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であること。
    - ア 製造業
    - イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第17条に規定する承認地域経済牽引事業
    - ウ 道路貨物運送業・倉庫業
  - (2) 当該設備投資に係る土地取得費を除く投下固定資産額が、10億円以上（中小企業者については2億円以上）であること。
  - (3) 当該事業所に勤務する地元常用雇用者の増加数が5人（中小企業者については2人）以上となる雇用計画であること。また当該企業において、当該事業所を含む県内全事業所の地元常用雇用者の増加数が5人（中小企業者については2人）以上であること。
  - (4) 当該設備投資において、「滋賀県産業立地戦略推進助成金」の助成対象施設として指定を受けていないこと。
- 2 次に掲げる要件のいずれかに該当するものについては、第1項第2号中「10億円」とあるのは「5億円」とする。（中小企業者については、第1項第2号中「2億円」とあるのは「1億円」とする。）
- ア 本社、本社工場、マザーワークまたは研究開発施設の新設または増設を行うもの
  - イ 海外もしくは他の都道府県から滋賀県内に事業所を統合し新設するもの
  - ウ 特定地域または重点地域に新設または増設を行うもの
  - エ 災害等の外的要因によるリスクに対応し、自社での部品の内製化や、取引先からの要請による生産ラインの新設または増設を行うもの
- (2) 前号ウ中、特定地域に立地する中小企業者については、第1項第2号中「2億円」とあるのは「5,000万円」とする。
- 3 持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社（独占禁止法第7条の2第13項第1号に規定する子会社をいう。以下同じ。）は、第1項および第2項の投下固定資産額および地元常用雇用者の増加数の算定に当たって、当該持株会社の設備投資および地元常用雇用者の増加数を当該子会社の設備投資および地元常用雇用者の増加数とみなして、当該持株会社による投下固定資産額および地元常用雇用者の増加数を算入することができる。この場合において、当該子会社が中小企業者である場合は、第1項第2号および第2項第2号の規定については、当該持株会社の企業規模を適用する。
- 4 持株会社は、第1項および第2項の投下固定資産額および地元常用雇用者の増加数の算定に当たって、当該持株会社の子会社の設備投資および地元常用雇用者の増加数を当該持株会社の設備投資および地元常用雇用者の増加数とみなして、当該子会社による投下固定資産額および地元常用雇用者の増加数を算入することができる。

(補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助対象期間、補助率および補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(全体計画の提出)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「事業者」という。）は、事前に第4条に掲げる要件についての計画を記載した全体計画シート（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(全体計画の確認)

第7条 知事は、前条に掲げる全体計画の提出があったときは、その内容を確認後、事業者あ

て通知する。

- 2 事業者は、全体計画に係る設備投資については、前項による通知を受けた日以降に着手しなければならない。

(全体計画の変更等)

第8条 事業者は、前条の通知を受けた全体計画について、その内容に変更が生じたとき（軽微な変更を除く）、または中止、廃止するときは、全体計画変更（中止、廃止）届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(操業開始の届出)

第9条 事業者は、第7条の通知を受けた日から3年を経過する日までに第4条第1項第2号および第3号に掲げる要件を満たし、操業開始届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 事業者は、補助金の交付を申請しようとするとき、補助金交付申請書（様式第4号）および補助事業計画書（様式第5号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に通知する。

(交付決定の取り消し等)

第12条 知事は、規則に規定するもののほか、事業者が次のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条に掲げる全体計画の廃止の届出があったとき。  
(2) 第9条に掲げる期日までに操業開始の届出がなかったとき。

(申請の取り下げ)

第13条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この日を繰り下げることができる。

(補助事業の変更等)

第14条 補助事業者は、その補助事業の内容に変更が生じたとき（軽微な変更を除く）、または中止、廃止するときは、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第16条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または補助事業を実施した次年度の4月10日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が連續して次年度以降に行われるものであるとき、次年度の4月10

日までに、当該年度の実施分について補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から 30 日以内に、当該年度の補助金の額の確定通知を行う。

(概算払い等)

第 17 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。

(補助対象期間の特例)

第 18 条 補助事業のうち、次のいずれかに該当するものについては、当該年度の交付決定日を待たずに事業に着手し、当該年度において補助の対象とすることができる。

- (1) 初年度に交付決定を受け、翌年度または翌々年度にかけて連続して事業を行うもの。
- (2) 事業の性質等から事前に着手する旨届出があり、その内容についてやむを得ないと知事が認めるもの。

(補助金に係る経理)

第 19 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその收支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 20 条 補助事業者は、第 6 条に基づく全体計画シート、第 8 条に基づく全体計画変更（中止、廃止）届、第 9 条に基づく操業開始届、第 10 条に基づく補助金交付申請書および補助事業計画書、第 13 条に基づく申請の取下げ、第 14 条に基づく補助事業変更（中止、廃止）承認申請書、第 15 条に基づく補助事業実績報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に設備投資に係る契約、発注等を行う事業者に係る補助金について適用する。

(経過措置)

2 令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日の間に設備投資に着手した者に係る第 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「通知を受けた日」とあるのは、「令和 2 年 4 月 1 日」とする。

付 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日以後の補助金について適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。この要綱による改正後の第 5 条別表の規定は、同日以後に第 7 条により確認した全体計画にかかる補助金について適用する。令和 6 年 3 月 31 日以前に同条により確認した全体計画にかかる補助金については、なお従前の例による。

## 付 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

### 別 表 補助対象経費、補助率および補助限度額

#### 1. 単独事業者による事業の場合

補助項目	(1) 人材確保・人材育成に関する取組	(2) 通勤環境の改善に関する取組
補助対象経費	広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、情報掲載料、出展料、受講料、専門家謝金、専門家旅費、旅費、賃借料・リース料、人件費（別に定めるものに限る）、委託料、消耗品費（別に定めるものに限る）	
	その他、知事が特に必要と認める経費	
対象期間	(人材確保) 操業前2年度以内	操業後3年度以内
	(人材育成) 操業前1年度、後2年度以内	
補助率	補助対象経費の最大1/2	
補助限度額 (単年度)	3,000千円	3,000千円
	(1)～(2)の計で5,000千円	

#### 2. 複数事業者による共同事業の場合

補助項目	(1) 人材確保・人材育成に関する取組	(2) 通勤環境の改善に関する取組
補助対象経費	同 上	
対象期間		
補助率		
補助限度額 (単年度)	4,500千円	4,500千円
	(1)～(2)の計で7,500千円	

注1 補助対象経費は、補助事業での実施に直接必要とされるものに限る。

注2 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

注3 補助金額は、千円未満を切り捨てる。

注4 補助金額の下限は、150千円（複数事業者による共同事業の場合 250千円）とする。

(様式第1号)

【提出日】 年(年)月 日

滋賀県知事

## 滋賀県企業立地促進補助金 全体計画シート

滋賀県企業立地促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり提出します。

【申請者】	
申請者住所	
申請者名称	
代表者職氏名	
	(担当者職氏名)
電話番号	
E-mailアドレス	
1. 企業の概要	
企 業 名	
本社所在地	
業 種	該当するものに☑ マークを入れてください。 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 地域経済牽引事業計画の承認を受けたもの <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業または倉庫業 (詳細 : )
区 分	該当するものに☑ マークを入れてください。 <input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業者

(様式第1号)

2. 投資計画の概要		
(1) 設備投資の計画		
事業予定地		
設備投資の概要		
※計画する設備投資の内容について簡潔に記載してください。		
設備投資の形態	①どちらか該当するものに☑ マークを入れてください。 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 ②下記のいずれかに該当する場合のみ <input checked="" type="checkbox"/> マークを入れてください。 <input type="checkbox"/> 本社、本社工場、マザー工場または研究開発施設の新增設 <input type="checkbox"/> 県外・海外からの事業所の統合 <input type="checkbox"/> 重点地域または特定地域への新增設 <input type="checkbox"/> 災害等のやむを得ない事情により、自社での部品の内製化や、取引先からの要請による生産ラインの新增設	
	投下固定資産額	円
着手(予定)日	年 月 日	
稼働(竣工)予定日	年 月 日	
(2) 雇用計画		
地元常用雇用者の増加要件 (該当するものに☑ マークを入れてください。)		
<input type="checkbox"/> 大企業 (= 5人) <input type="checkbox"/> 中小企業 (= 2人)		
当該事業所における現在の地元常用雇用者数	人	
県内全事業所における現在の地元常用雇用者数 ※上記以外に県内事業所がある場合のみ。(上記の数を含む)	人	
雇用計画の内容		
※上記の増加要件を充足するよう、設備投資に伴う雇用の計画について簡潔に記載してください。		
操業開始予定日	年 月 日	※設備投資、雇用の要件を満たす予定の日を記入

注1 補足資料として、企業概要がわかるもの(会社案内パンフレット等)、設備投資に係る資料(計画図面等)を添付してください。

(様式第1号)

### 3. 補助事業の実施計画

#### (1) 補助事業計画の概要

項目区分 (予定するものすべてに☑ マーク)	実施予定期間
<input type="checkbox"/> 1-1 人材確保	年 月 ~ 年 月
<input type="checkbox"/> 1-2 人材育成	年 月 ~ 年 月
<input type="checkbox"/> 2 通勤環境の改善	年 月 ~ 年 月
<input type="checkbox"/> 3 職場環境・働き方改革 (※)	年 月 ~ 年 月
予定する補助事業の内容	

※実施を予定する事業の内容を簡潔に記入してください。

注 「実施予定期間」は、交付要綱、募集要領等を参考に、定められた期間内で記入してください。

(※) 職場環境・働き方改革の対象は令和5年度末までに全体計画の確認を受けた場合のみ。

#### (2) 共同事業の概要

複数の事業者による共同事業の予定	<input type="checkbox"/> 予定している	<input type="checkbox"/> 予定していない
予定する共同事業の内容	(上記で「予定している」を選択した場合のみ)	

※実施を予定する事業の内容を簡潔に記入してください。

例：上記(1)補助事業計画の概要のうち1-1の取組について、○○社と共同で実施する。

(様式第1号)

(3) 事業費の概要				
年度	項目	取組内容	事業費 (円)	申請予定額 (円)
小計				
小計				
小計				
合計				

注1 年度ごとに、予定する取組を項目別に記入してください。

注2 「項目」は(1)補助事業計画の概要を参照し1-1~3のいずれかを選択し記入してください。

注3 「事業費」は予定する取組において想定される費用を記入してください。

注4 「申請予定額」は交付要綱、募集要領等を参考に、年度ごと・取組ごとの限度額、補助率の範囲内で記入してください。

(様式第2号)

年(　　年)月　　日

滋賀県知事

申請者住所  
申請者名称  
代表者職氏名  
発行責任者・  
担当者氏名  
電話番号

**滋賀県企業立地促進補助金 全体計画変更（中止、廃止）届**

年(　　年)月　　日付け 第　　号で確認通知を受けた計画について、下記のとおり内容を変更（中止、廃止）したいので、滋賀県企業立地促進補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 変更（中止、廃止）の内容

2 変更（中止、廃止）の理由

（注）必要に応じて、変更内容を反映した全体計画シート（様式第1号）および、変更内容を説明する資料を添付してください。

**滋賀県企業立地促進補助金 操業開始届**

年(年)月日

滋賀県知事

申請者住所  
申請者名称  
代表者職氏名  
発行責任者・  
担当者氏名  
電話番号

年(年)月日付け 第号で確認通知を受けた計画について、滋賀県  
企業立地促進補助金交付要綱第9条の規定により、操業の開始を届け出ます。

記

1. 設備投資の概要				
事業所所在地				
設備投資の内容				
投下固定資産額	円			
着手日	年月日			
設備稼働(竣工)日	年月日			
2. 雇用状況				
当該事業所における地元常用雇用者数	(当初)	人	(現在)	人
県内全事業所における地元常用雇用者数 ※上記以外に県内事業所がある場合のみ。 上記の数を含む。	(当初)	人	(現在)	人
当該事業所における地元常用雇用者の増加実績	人			
3. 操業開始日 (設備投資、雇用の要件を共に満たした日)		年月日		

(様式第3号 添付資料)

(1) 当該設備投資の概要

単位：千円

No.	区分	名 称	規 模		投下固定資産額	備 考
			数	単位		
計						

注 各建物・設備の写真等および固定資産台帳抜粋リストを添付してください。

(2) 当該事業所に勤務する地元常用雇用者名簿（増加分）

No.	氏 名	年齢	住 所	配属年月日	新規雇用/転属 の別	前 所 属 (転属の場合)

年(年)月日

滋賀県知事

申請者住所  
申請者名称  
代表者職氏名  
発行責任者・  
担当者氏名  
電話番号

### 滋賀県企業立地促進補助金 交付申請書

年度滋賀県企業立地促進補助金を交付されるよう、同交付要綱第10条の規定により申請します。

なお、この申請にあたり滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 添付書類

- ・誓約書（様式第4号 別紙1）
- ・役員名簿（様式第4号 別紙2）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

滋賀県知事 あて

[法人、団体にあっては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあっては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

## 役員名簿

法人名:

※該当する性別・年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日
		男・女		大・昭・平 年 月 日

注1 本様式には、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員全員（現在就いている方）および役員以外の方で支店または営業所を代表する方すべてについて記載してください。

注2 収集した個人情報については本補助金についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。

ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿を警察当局へ照会します。

(様式第5号)

年(年)月日

滋賀県知事

申請者住所

申請者名称

代表者職氏名

発行責任者・

担当者氏名

電話番号

### 滋賀県企業立地促進補助金 補助事業計画書

滋賀県企業立地促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1. 企業の概要	
企業名	
本社所在地	
業種	該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> マークを入れてください。 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 地域経済牽引事業計画の承認を受けたもの <input type="checkbox"/> 道路貨物運送業または倉庫業 (詳細 : )
区分	該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> マークを入れてください。 <input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業者
2. 全体計画の確認	
確認通知日	年 月 日
事業所所在地	
操業開始(予定)日	年 月 日

(様式第5号)

<b>3. 補助事業計画</b> (実施するものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> マーク)	
<input type="checkbox"/> (1-1) 人材確保	
該当する どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ①今年度から新たに取り組む事業
	<input type="checkbox"/> ②前年度交付決定を受け、継続して取り組む事業
補助事業の内容	(上記②の場合は省略可)
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> (1-2) 人材育成	
該当する どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ①今年度から新たに取り組む事業
	<input type="checkbox"/> ②前年度交付決定を受け、継続して取り組む事業
補助事業の内容	(上記②の場合は省略可)
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> (2) 通勤環境の改善	
該当する どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ①今年度から新たに取り組む事業
	<input type="checkbox"/> ②前年度交付決定を受け、継続して取り組む事業
補助事業の内容	(上記②の場合は省略可)
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
<input type="checkbox"/> (3) 職場環境・働き方改革 (※)	
補助事業の内容	

(様式第5号)

実施予定期間	年　月　日　～　年　月　日
--------	---------------

注1 別紙1「収支予算書」および別紙2「経費積算明細書」を添付してください。

注2 必要に応じて、補助事業の内容を補足する資料を添付してください。

(※) 職場環境・働き方改革の対象は令和5年度末までに全体計画の確認を受けた場合のみ。(以下同様)

(様式第5号)

4. 共同事業者（該当がある場合のみ）	
企業名	
共同事業を行う事業所	
事業所所在地	
事業の項目 (実施するすべてに☑)	<input type="checkbox"/> (1-1) 人材確保 <input type="checkbox"/> (1-2) 人材育成 <input type="checkbox"/> (2) 通勤環境の改善 <input type="checkbox"/> (3) 職場環境・働き方改革(※)
事業の内容	
担当者名・連絡先	

注1 別紙3「補助事業共同参加届出書」(共同事業者が作成したもの)を添付してください。

注2 共同事業者が2社以上の場合は適宜、行を追加してください。

5. 次年度に実施を予定する補助事業（該当がある場合のみ）	
事業の項目 (予定するすべてに☑)	<input type="checkbox"/> (1-1) 人材確保 <input type="checkbox"/> (1-2) 人材育成 <input type="checkbox"/> (2) 通勤環境の改善 <input type="checkbox"/> (3) 職場環境・働き方改革(※)
(1-1) 人材確保	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(1-2) 人材育成	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(2) 通勤環境の改善	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第5号)

(3) 職場環境・働き方改革(※)	
実施予定期間	年　月　日～年　月　日
次年度申請予定額	円

注 上記は、次年度の補助金交付を約束するものではありません。

申請者名称 \_\_\_\_\_

**収支予算書**

【支出の部】

(単位：円)

区分		補助事業に要する経費 (税込) (d)	補助対象経費 (税抜) (e)	補助金交付 申請額 (左経費の 1/2以内)	備考
項目	経費				
補助対象	○○費				
	小計				
補助対象外	その他経費				
合 計					

注 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載してください。

【収入の部】

(単位：円)

区分	予算額	備考
自己資金		
共同事業者負担金		
県補助金		
その他		
合計額		

(様式第5号 別紙2)

申請者名称 \_\_\_\_\_

### 補助対象経費積算明細書

(単位:円)

経費区分		内 容	数量(a)		単 価(b)	消費税等(c)	補助事業に要する経費(d)=(a)×{(b)+(c)}	補助対象経費(税抜)(e)	補助金交付申請額(1/2以内)
項目	経 費		数	単位					
小 計									
小 計									
小 計									
合 計									

注1 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載してください。

注2 積算根拠を確認できる書類（見積書等）を添付してください。

(様式第5号 別紙3)

年(年)月日

滋賀県知事

共同事業者住所  
共同事業者名称  
代表者職氏名  
発行責任者・  
担当者氏名  
電話番号

**滋賀県企業立地促進補助金 補助事業共同参加届出書**

下記の事業について、主たる事業者と共同で行うことを届け出ます。

記

1. 補助事業の内容	
2. 共同事業を行う事業所	
3. 事業所所在地	
4. 共同事業の主たる事業者	

(様式第 6 号)

年 ( ) 年 月 日

滋賀県知事

申請者住所  
申請者名称  
代表者職氏名  
発行責任者・  
担当者氏名  
電話番号

**滋賀県企業立地促進補助金 補助事業変更（中止、廃止）承認申請書**

年 ( ) 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知  
があった上記補助事業を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、滋賀県企業立地  
促進補助金交付要綱第 14 条の規定により申請します。

記

1 変更（中止、廃止）内容

2 変更（中止、廃止）理由

（注）事業変更に係る事業計画書、収支予算書、補助対象経費積算明細書、その他事業  
変更内容を説明する資料を添付してください。

(様式第 7 号)

年 ( ) 年 月 日

滋賀県知事

申請者住所  
申請者名称  
代表者職氏名  
発行責任者・  
担当者氏名  
電話番号

### 滋賀県企業立地促進補助金 実績報告書

年 ( ) 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった事業について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条および滋賀県企業立地促進補助金交付要綱第 15 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1. 収支決算書（別紙 1）
  2. 補助対象経費支出明細書（別紙 2）
- その他  
支払証拠書類、補助事業の実施を証する成果物 等

**収支決算書**

【支出の部】

(単位：円)

区分		補助事業に 要する経費 (税込) (d)	補助対象経費 (税抜) (e)	補助金交付 申請額 (左経費の 1/2以内)	備考
項目	経費				
補助対象	○○費				
	小計				
補助対象外	その他経費				
合計					

注 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載してください。

【収入の部】

(単位：円)

区分	決算額	備考
自己資金		
共同事業者負担金		
県補助金		
その他		
合計額		

(様式第7号 別紙2)

申請者名称 \_\_\_\_\_

### 補助対象経費支出明細書

(単位:円)

経費区分		内 容	数量(a)		単 価(b)	消費税等(c)	補助事業に要する経費 (d)=(a)×{(b)+(c)}	補助対象経費 (税抜)(e)	補助金交付 申請額 (1/2以内)
項目	経 費		数	単位					
小 計									
小 計									
小 計									
合 計									

注1 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額を記載してください。

注2 事業実績を確認できる書類（契約書、領収書等）を添付してください。